

鹿沼市談合情報事務処理要領

第1 一般原則

1 情報の確認

入札に付そうとする工事等について入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合は、可能な限り当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認の上、「談合情報報告書」（以下「報告書」という。）（様式第1号）にまとめ、直ちに鹿沼市入札管理委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）へ通報することとする。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう要請することとする。

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも事務局へ通報することとする。

2 報告

事務局は前記1により談合情報を受けた場合には、その談合情報の内容を速やかに鹿沼市入札管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告することとする。

なお、事務局が新聞等の報道等により情報を把握した場合も、報道等に基づき報告書にまとめ報告することとする。

3 委員会の招集及び審議

委員長は、前記2により事務局からの報告を受けた場合は、委員会を招集し、談合情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適当であるか否かについて審議することとする。

委員会は、第2以下の手続を行った場合、次の事項についても審議するものとする。

ア 事情聴取の内容及び談合の事実の有無の決定

イ 第2-1(6)により落札が保留された場合、事情聴取の実施の要否及び最低価格入札者が落札することの妥当性の可否

4 市長への報告

委員長は、談合情報を把握した場合及び事情聴取等の対応結果について、関係書類の写しを添えて、速やかに市長へ報告するものとする。

5 公正取引委員会等への通報

委員長は、第2以下による手続として事情聴取を行った場合、談合をしていると疑うに足りる事実が確認できたか否かにかかわらず、公正取引委員会、鹿沼警察署並びに建設業許可行政庁（以下「公正取引委員会等」という。）に通報することとする。

6 報道機関等への対応

情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、委員長が対応するものとする。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として次により対応することとする。なお、詳細な事務手順等は、第3により行うこととする。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 談合情報が次の場合には、事情聴取等必要な調査を行うこととする。

談合情報提供者の氏名、連絡先（匿名でも可）、対象工事名及び落札予定業者名（JVの場合は代表者名でも可）が明らかであり、更に次のいずれかの情報が含まれている場合。

ア 談合に関与した業者名が明らかであること。

イ 談合が行われた日、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。

ウ 落札予定金額を示していること。

エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること。

なお、当該調査の有無にかかわらず、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告を行った後に入札を行うこととする。

(2) 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して速やかに事情聴取を行うこととする。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

また、事情聴取の結果については、事情聴取書（様式第2号）を作成すること。

(3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合には、「鹿沼市建設工事執行規則」第

7条により入札の執行を取り止め、又は同規則第8条により入札を無効とするものとする。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書（様式第3号）を提出させるとともに、入札の際には、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告をした後に入札を行うこととする。
- ② この場合、工事費内訳書及び工事費明細書（以下「工事費内訳書等」という。）の提出は入札執行前に行うこととする。
- ③ 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立会い、工事費内訳書等の確認をすることとする。
- ④ 工事費内訳書等の確認において、談合の事実があったと認められる場合には、前記3により対応することとする。

(5) 留意点

入札当日まで入札参加者名を公表していないため、前記2に従い事情聴取を実施する場合は、入札参加者名の秘密の保持に努めることとする。

(6) 入札執行時の対応

- ① 前記(1)又は(4)により入札を執行した結果、談合情報に含まれていた落札予定業者と最低価格入札者が一致した場合、入札執行者は最低価格入札者名及びその金額を読み上げることなく、「談合情報と一致するため落札を保留する。」と宣言して落札を保留し、事情聴取の実施の要否及び最低価格入札者を落札者とする事の妥当性の可否について、委員会の審議を受けること。なお、最低価格入札者が低入札価格調査に該当する場合、低入札価格に係る調査は委員会の審議が終了するまで実施しないこととする。
- ② 前記①で、落札予定業者と最低価格入札者が一致しない場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。

(7) 落札保留後の処理

- ① 前記(6)－①において、委員会の審議で事情聴取を行わないと判断した場合並びに事情聴取を行った結果談合の事実があったと認められなかった場合及び委員会の審議で最低価格入札者を落札者とする事が妥当であると判断された場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。
- ② 前記①で、事情聴取を行った結果談合の事実があったと認められた場合及び委員会の審議で最低価格入札者を落札者とする事が妥当でないと判断された場合は、当該入札を無効とし、再入札を行なうこと。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額はすでに閲覧に供されていることに留意し、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により判断することとする。

(1) 契約締結（仮契約を含む。）前の場合

- ① 事情聴取等を実施しない場合
そのまま契約を締結する。
- ② 事情聴取等を実施する場合
入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。
- ③ 談合の事実があったと認められる場合の対応
事情聴取等を行った結果、談合の事実があったと認められる場合には、「鹿沼市建設工事執行規則」第8条により入札を無効とする。
- ④ 談合の事実があったと認められない場合の対応
事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められない場合には入札を行った者全員から誓約書（様式第3号）を提出させた上で、落札者と契約を締結することとする。

(2) 契約締結（仮契約を含む。）後の場合

- ① 事情聴取等を実施しない場合
そのまま工事を続行する。
- ② 事情聴取等を実施する場合
工事を一時中止した上で、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

なお、事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる場合には、工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか、そのまま工事を続行するかを判断すること。

第3 手続の手順等

第2に定めるもののほか、次に掲げる事項にも留意することとする。

1 報告書

- (1) 談合情報に係る通報を受けた者は、情報の内容を報告書にまとめ事務局に提出すること。
- (2) 公正取引委員会等への通報は、「談合情報に関する資料の送付について」(様式第4号)により行うこと。
なお、通報等の内容について公正取引委員会等からの問合せに的確に対応できるよう整理しておくこと。
- (3) 公正取引委員会等へは、必要に応じて「事情聴取書」「誓約書」及び「一般競争入札・指名入札・随意契約結果報告書」の写し等を送付すること。

なお、事情聴取から入札などの手続を引き続き行う場合は、終了後まとめて送付することができる。

2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、対象者全員に対して、「事情聴取書」の聴取事項を参考にして個別に聴取りを行うこと。なお、聴取内容は適宜変更して支障ないこととする。
- (3) 事情聴取を行う対象者のうち、契約締結権を有する者に準じる者とは、会社を代表して答弁できる役職員又は入札の内容を十分把握している役員相当職員(支店長・営業所長等)とする。
なお、事情聴取に係る委任状が提出された場合には、その者の役職等は問わないものとする。

3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、公正取引委員会等へ送付する旨を事情聴取の対象者全員に対して説明をした上で、提出させること。
- (2) 「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告を行う場合は、別紙「入札執行に係る警告事項」を参考に、文言を読み上げること。

4 工事費内訳書等の確認及び分析

- (1) 工事費内訳書等の確認分析については、談合の形跡の有無について入念に行うこと。
- (2) 事情聴取及び工事費内訳書等の確認を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書等の確認を並行して行うことができるものとする。

5 報道機関等への対応

報道機関等への対応は、原則として委員長が行うこととするが、特に必要がある場合は、委員長が指名した職員が当たることとする。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。